

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 鳥取市立病院防火設備定期点検業務
- (2) 数量及び仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和7年10月31日
- (4) 履行場所 鳥取市的場一丁目地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「施設設備保守管理」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有するものであること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 本件業務の履行期間中において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による、防火設備の点検に必要な次のいずれかの資格を確認出来ること。
 - (ア) 一級建築士
 - (イ) 二級建築士
 - (ウ) 防火設備検査員

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和7年6月9日の午後1時までに質問書（様式1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は同月12日の午後1時までに、質問者にファクシミリで送信するとともに、鳥取市立病院ホームページ（<https://hospital.tottori.tottori.jp/>）に掲示する。

(2) 質問書の送信先

鳥取市立病院総務課業務管理室 ファクシミリ 0857-37-1553

4 入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（様式2）を持参により提出しなければならない。2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年6月12日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院3階事務局内
総務課 業務管理室（電話：0857-37-1522）

(3) 入札参加資格確認申請書に添付する書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による、防火設備の点検に必要な次のいずれかの資格を有する本件業務に配置する者の写し

- （ア）一級建築士
- （イ）二級建築士
- （ウ）防火設備検査員

(4) 入札参加資格確認の結果

入札参加資格確認の結果、必要な資格を満たしていなかった場合、入札日の前日午後5時までにファクシミリでその旨を通知する。

5 入札方法等

(1) 入札は、総価による入札とする。

(2) 入札書は、様式3を使用し、入札金額には総額を記載すること。

(3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しない者は、棄権とする。

(4) 郵送による入札は、無効とする。

(5) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（様式4）を提出すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

(8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札回数は、3回を限度とする。

(10) 再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに

再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (11) 開札は、入札終了後直ちに行う。
- (12) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあつては、入札辞退届を4の(2)の場所に持参又は郵送すること。入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (13) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院2階講義室
- (2) 日時 令和7年6月16日 午前10時00分

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 郵送による入札
- (9) その他、入札執行者が無効と認めた入札

8 落札者の決定方法

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、この入札には鳥取市測量等業務最低制限価格試行要領に基づく固定型最低制限価格が設定されています。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先：鳥取市立病院 総務課 業務管理室 山田

電話：０８５７－３７－１５２２

ファクシミリ：０８５７－３７－１５５３